
令和2年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第2日)

令和2年3月4日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和2年3月4日 午前9時30分開議

日程第1 第34号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について

日程第2 一般質問

- 通告1番 大牟田 直人 議員 1) さらに地域とつながるコミュニティスクールを
2) 高齢者の社会参加の促進をマリンクスで
3) 学校における化学物質過敏症対策は
- 通告2番 末吉 富美徳 議員 1) 施政方針について
- 通告3番 安武 久美子 議員 1) 老朽化した鋼製支柱の適切な点検管理を
-

本日の会議に付した事件

日程第1 第34号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について

日程第2 一般質問

- 通告1番 大牟田 直人 議員 1) さらに地域とつながるコミュニティスクールを
2) 高齢者の社会参加の促進をマリンクスで
3) 学校における化学物質過敏症対策は
- 通告2番 末吉 富美徳 議員 1) 施政方針について
- 通告3番 安武 久美子 議員 1) 老朽化した鋼製支柱の適切な点検管理を
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 安武久美子君 | 2番 温水 眞君 |
| 3番 末吉富美徳君 | 4番 濱田 幸君 |
| 5番 上畝地白馬君 | 6番 西 健太郎君 |
| 7番 大牟田直人君 | 8番 高木 義輔君 |
| 9番 北崎 和博君 | 10番 横大路政之君 |
| 11番 松井 和行君 | 12番 牧野真紀子君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	太田 達也君	政策経営課長	阿部 宏紀君
地域協働課長	笠井与志則君	都市整備課長	桐島 光昭君
上下水道課長	本田洋一郎君	産業振興課長	竹上 健君
環境課長	安河内正路君	住民課長	大原 稲子君
健康福祉課長	山口 望美君	税務課長	高橋 忠久君
会計管理者	末永富士美君	学校教育課長	森 和也君
社会教育課長	西田 大輔君	子育て支援課長	藤木 恵介君

午前9時30分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) 配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 第34号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、第34号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

総務建設常任委員長の補足説明を求めます。

横大路委員長。

○委員長(10番 横大路 政之君) 報告いたします。令和2年3月2日、第1回定例会初日に付託されました、第34号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について、審査結果を報告いたします。

慎重審査の結果、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

補足説明をいたします。当予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,285万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ144億7,743万9,000円とするものです。

委員会において質疑された内容を報告いたします。

まず、繰越明許費については、6事業が計上されていますが再度確認いたしました。その中で、小中学校情報ネットワーク環境整備事業につきましては、各小中学校8校にサーバーを設置し、教室にWi-Fi環境を整備するとともに、各学校にタブレット保管庫を設置し、小学校5、6年生及び中学1年生にタブレット端末を1人1台当て整備するものであります。

総数は、児童生徒用が1,487台、指導者用209台となります。

プレミアム商品券事業につきましては、使用期限が3月末であるため、その後の交付事業に充てるため繰り越すものですが、5,120人で8,607冊の購入があったそうです。1冊5,000円額面の4,000円販売ということになっておりました。

歳出のうち、各小中学校の需用費、光熱水費の増額につきましては、主に電気代で空調及び給食調理によるものだそうです。

以上が、当委員会で確認した事項であります。

以上、報告いたします。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第34号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 一般質問

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、一般質問を行います。通告順に許可いたします。

通告1番、大牟田直人議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 7番議員の大牟田です。今日は3つ、一般質問させていただきます。

まず、最初の質問です。さらに地域とつながるコミュニティスクールをということで、質問させていただきます。

町の小学校がコミュニティスクールとなり、この3月で6年が経過しまして、各学校の共育目

標、共に育つていう、コミュニティスクール地域と地域の人と子ども達が一緒に育っていくというのがコミュニティスクールだと思うんですけども、共育目標の達成に向け、学校・家庭・地域の三者による連携・協働が進んでいると感じています。すごく進んできているんじゃないかなと思っています。

さらに開かれたコミュニティスクールとなることで、子どもたちと地域のつながりが深まり、子どもの健全育成、地域の活性化、防災力の強化、地域住民の心身の健康にもつながると考えます。

そこで、次のことを伺います。

地域住民が学校を訪れることで、地域住民の居場所につながり、子どもたちと地域のつながりも深まると考えますが、地域住民の学校施設利用というのはできないでしょうか。

図書室や午前中の学童保育所など、定期的に地域住民が使うことのできる日を設けることができないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい。それでは、お答えをさせていただきます。議員がおっしゃるように、地域とつながるコミュニティスクールという願いについて、私も全くそういう同じ願いを持っております。

今日は1番、2番と2つご質問いただいておりますけれども、これは関連しているなというところで、またお答えをさせていただきます。

まず、議員おっしゃいますように、各学校におきましては、地域の方々のご支援のもとにコミュニティスクールとして、それぞれの学校の特色を生かした取り組みが進んでいるというふうに思います。地域の方々との交流とか、活動もそれぞれ活発に年々展開されているというふうに私も捉えているところでございます。

地域住民の方の学校施設利用ということについてのご質問でございますが、コミュニティスクール推進と、この学校施設利用というところについては、慎重に見極めていかなければいけないかなというところに立ってお答え申し上げますけども、やはり施設開放ということに当たりましては、もう議員も十分ご承知だと思いますけども、やっぱりさまざまな課題が考えられます。

まずは、管理上の問題がございます。学校開放時におきましては、不特定の皆様、地域の皆様と言っても、そういった出入りが多くなりますので、やはり施設面での措置を講じなきゃいけないだろうと。いわゆる非開放部分、それから開放部分。そういったところが明確になるような領域として、措置を講ずる必要があるんじゃないかと。

今の学校それぞれ施設を見てみますと、そこはまだまだ不十分ですので、そこが一つ課題であ

るというふうに思っておりますし、もう一つは、児童生徒等の活動と学校はいわゆる学習の場、教育の場でございますので、また地域住民の皆様がお見えになるとなれば、皆様方の活動が、それぞれに円滑に行わなければならないと、そうすると利用時間帯等も考慮することも必要になってまいりますし、同時に、やはり双方の動線っていうんでしょうか、そういったものも適切に設定するという事も必要になって参りますので、かなり厳しいなというところは、今考えるところでございます。

また、ご承知のとおり、学校というのは、行政財産に該当するというようなところもございまして、施設開放に当たりましては、目的外使用という観点からもさまざまに対応すべきことがあって、現段階ではかなり難しいと思っておりますし、慎重に検討する必要があるというふうに考えます。あくまでも、コミュニティスクールですから、閉ざされた空間ではないということはもう重々承知の上で、そういったところをご質問いただいて、考えを今述べさせていただいているところでございます。

いずれにしても、学校施設の開放につきましては、必ずやっぱり安全第一、また防犯の対策が必要であるということになりますので、不審者対策も含めていかに安全を守るかというところ、これはもう学校施設のみならず、いわゆる通学路、あるいはその他児童生徒が活動する場所全体において、そういった安全確保をするというところが喫緊の課題ともなっておりますので、そういったところも全部含めたところで総合的に検討しながら考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

したがって、特に児童生徒が活動する時間帯において、学校施設を地域に開放するということについては、いわゆる施設管理者等の配置を考えなきゃいけないでしょうし、ルールを明確にしていく、先ほど申し上げましたように、非開放部分などの施設面での措置等も必要だというふうに思っておりますので、現段階では、そこまではまだ至らないかなと。開かれたコミュニティスクールというところを考えたときには、そこまではまだまだいかなないかなというところは考えております。各学校ではもう既に、生活科とか、あるいは総合的な学習の時間等中心に多くの地域の皆様方に学校に来ていただいて、丸付け先生であったり、いろんなサポーターをいただいたりして、直接子どもたちにお声をかけていただいたりして、本当に豊かな活動をつくっていただいているというふうに思います。

そういった活動を通して、つながりは着実に深まっておりますし、まずはそのことをどの小学校もどの中学校も着実に子どもたちの成長、あるいは地域の皆様のやりがい、生きがいにつながっていくような取り組みをまず考えることが必要かなと。随分定着をしてきておりますけれども、十分だとは考えておりませんので、そのあたりをしっかりと継続した取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

2点目も関連する部分でございます。図書館、それから午前中の学童保育所の利用ということでございました。

図書館につきましても、今申し上げましたように、かなりそういった施設面、非開放部分に部外者が入らないようにするにはどうするかとか、いろいろ施設面での措置を講じるというところも必要になってまいりますので、かなりここも図書館運営上、少し支障をきたす部分が出てくるかなというところは考えております。

ただ、せっかく学校にはたくさんの図書もございますので、小さいお子さん連れの方とかお見えになって、そういったところで楽しく過ごしていただくことができればいいかなというふうに思いますので、全くそこをシャットアウトすると言うつもりはございませんけど、できるとすればどういうことかなというのは、また今後、図書館については考えていきたいというふうに思っております。また午前中の学童保育所、この利用につきましても、これは図書館より以上に、施設管理上の問題から通常は学校と完全に分割できる施設として学童保育所を設置しておりますので、地域の皆さんへの開放は困難な状況にあるということをご理解いただきたいというふうに思っています。

既にもうここで言うまでもなく、体育館ですとか運動場などの学校施設はもう既に開放もしておりますけれども、ほかに各学校、余裕教室というものが、今はそういったスペースがございません。ですので、議員がおっしゃるような定期的な利用ということに対しても、現状では困難かなという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。管理上、慎重にということっていうのはよくわかります。だれでも来ていいとなると、何か問題が生じたらいかんっていう管理上っていうことはよくわかります。

まず、先ほど図書館でそういう小さい子どもたちがっていう話もしていただきましたけど、いつでも来ていいよっていうのは、やっぱり管理上難しいなと思います。なので、例えば日を決めて、来る人も例えば学校運営協議会だとか、まちづくり活動支援団体だとか行政区だとか、そういった信頼できる相手にそういう要望があったところという形で限定してやることはできないのかなと思います。

また、学童保育の午前中の利用については、自治体が開放じゃないですけど、自治体が子育てサロンのことをやっているところもあります。なので、午前中利用が何かできないかなっていうのを、ちょっと管理上難しいのはわかるんですけど、そういうのも検討いただけないかなと思っています。

そういうふうに、学校に地域の人とか、そういう子育てに悩む保護者だとか、あるいは学校に足が遠のいている子どもたちとか、そういう定期的に月に1回とか、そういう機会があれば本当に笑顔あふれる豊かなとか、心も体も豊かなまちができるんじゃないかなと思いますが、それについてちょっと検討いただけないか、もう一度お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい、お答えいたします。議員のおっしゃることは、十分理解はできるんですけども、今、学校のほう年に3回、コミュニティスクールの日というのを設定しております。その日は、それぞれの学校で学校運営協議会の皆様との十分な協議もし、あるいは学校のほうでもより成果が上がるように、あるいはコミュニティスクールとしての理解を深めていただくような、いわゆる学校開放日のような形で、今設定をしているっていうふうに思っております。コミュニティスクールの日をどのように地域住民の皆様方にも学校を知っていただく、学校の取り組みにご理解いただく、そのための内容をどのように構築していくかという部分については、各学校で運営協議会のほうでも十分検討していただいて、コミュニティスクールの日、授業を公開するだけではなくて、何か新しいものに挑戦するっていうのはとても大事なことだというふうに思っていますので、そういった中で、今おっしゃるようなことが生まれてくれば、十分に検討する必要があるかなっていうふうに思うんですけども、開放ありきではなくて、日常的な交流、あるいは関わりの中で、こういったものができたらいいねっていうものが自然とそういったものが各校区の中で出てくれば、どのようにしたらよいかっていう部分がまた生まれてくるのではないかなというふうに思っていますので、その過程をしっかりと踏まえながら取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 今、コミュニティスクールの日などを利用して、地域のつながりをさらに深めるためにも新しいことも考えていくっていう話だったと思います。ぜひ学校、家庭、地域がつながって、みんなが支え合って、みんなが笑顔になるっていうのが、今でもすてきな町なんですけど新宮町、もっともっとすてきな町になればいいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、2番目の質問にいかせていただきます。高齢者の社会参加の促進をマリンクスでという質問をさせていただきます。

免許証返納者が増える中、昨年度、いろんな事故が報道されて免許証返納者が増えていると思います。高齢者の皆さんが外出しやすい、社会参加しやすい交通環境をつくるのが、高齢者の健康及び社会参加促進につながると考えています。そこで次のことを伺います。マリンクスでの外出を促進するために、マリンクス利用時に新宮さぼ一た一ず手帳のポイントを付与することは

できないでしょうか。各公民館では、定期的にサロンや各種教室などが実施されており、公民館へ出かけやすくすることが、高齢者の健康につながると感じます。

公民館を利用しやすくなるマリックス路線やバス停を検討することができないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） お答えいたします。高齢者が外出しやすい社会環境の整備につきましては、全国的に課題となっております。特に、議員がお話になりました免許証の返納に対するその後の対応については、各自治体それぞれに知恵を絞り、多種多様な政策が実行されているところでございます。さて、町の介護予防対策として始まっております新宮さぼ一た一ず手帳のポイント付与事業でございますが、これは高齢者が自身の健康や介護予防を意識し、より元気になること、また、地域支え合い活動の推進につながる活動に参加することを促すことが目的となっております。

そのため、自身の介護予防につながる活動に参加することがポイントの付与要件となっております。例えば、個人的にマリックスに乗って買い物などへ出かける場合などは、付与要件ではありません。そのため、行動目的が確認できない活動に対してのポイント付与は難しいと考えます。

また、マリックスの運行については、まず安全を優先する必要があります。特に乗り降り際には、さまざまな確認作業や対応が要求をされております。そのために、ドライバーにスタンプを押す作業を追加することは、現実的に困難であります。また、手帳の出し入れ等に時間を要した際には、運行時間に与える影響も懸念されることから、制度導入は難しいと思います。

次に、各公民館を利用しやすくするために、マリックスの路線やバス停を検討できないかとの提案でございますが、各区の公民館の多くはほとんど区内の中心や奥まった狭い道路沿いにありますために、マリックスの路線変更やバス停の設置は物理的にも非常に難しく、さらに、一般の方の公共施設や買い物、病院等へ出かける際の時間的な利害特質を勘案すれば、実現することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 新宮さぼ一た一ず手帳のマリックスに乗るということは、介護予防活動の要件に合わないという話を今されたと思うんですけど、外出する、家を出るということが介護予防にとってはすごく大事なことだなと思っています。それで、高齢者に家から出てほしいということで、マリックスの券を付与するとか、そういうことが本当はできればいいんですけど、予算の関係もあると思いますので、さぼ一た一ず手帳の印鑑を押すということだったら、今の制度の中でできると思いますので、ただ安全上の問題っていう今言われましたけど、そ

こも例えば、不正者が出たらあれですけど、自分で押せるようにするとか、例えば乗った人がです。そういうやり方もあるんじゃないかなと思います。そういうやり方も含めて、ぜひ、今は難しいともうできないという話でしたけど、ぜひ検討の材料に乗せていただけたらなと思います。

本当に家を出るということが、すごく介護予防につながるといいますので、それを促すというか、それができたらいいなと思っていますので、それについてちょっとご回答をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。今、新宮町は新しいふれあいの丘公園等に、高齢者の憩いの場所と私は思っているんですけども、もう元気な高齢者の健康増進のための一つの施設。しかし、隣にグラウンドとかありますので、子ども達も多いそのグラウンドを利用しますので、子ども達と高齢者が交流する場、あそこは新宮町の本当に中心なんですけども、やはり新宮、下府、湊のほうの人たちが、そこまで行くのに大変だなあというようなことの話も聞き及んでおります。そういった中で、マリックス以外ではなく、しんぐるっとの関係もお互いに元気な高齢者であっても、歩いて行く人もありましようけども、そういった乗り物でお互いに助け合って、共に車で行くとか、何かそういったことを今後考えていかないかなのかなというふうなことを考えておりますけど、今、マリックス事業の中で、ちょっとやはり安全第一、運転手のやはり問題もありますので、そこに協和タクシーに委託をしておりますが、そこはちょっと非常に難しいんじゃないかなと思っております。現状ではですね。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 現状は非常に難しいということでしたけど、ぜひ今の中で安全を確保しながら、やれないかということもぜひ考えていただけたらなと思います。

先ほどマリックスの路線の話をしましたけれども、ちょっと書画カメラをお願いします。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（7番 大牟田 直人君） 見えないですね。これが新宮町の地図ですね。ちょっと全部の公民館は見れないので、幾つかここの区って言いたかったんですけど、これではちょっとわからないので、路線図にいけます。見えないんですね。見えますかね。結構引きのぼしたつもりだったんですけど、見えないですね。

下府の公民館が、このあたりにあります。ちょうど路線にあるんですよ。下府1丁目、下府4丁目ですね。このあたりにあるので、もうちょっと近くにバス停があれば行きやすくなるんじゃないかなと。もちろん、乗降の安全もあるので道幅とかそういうのもあると思いますけど、ぜひちょうど間になるので、路線が通っているの、そういうのができないかなと思います。

次ですね。これは上府です。まず上府、ホームページから持ってきたもので路線図です。まだ田んぼになってはいますが、今、アクア新宮がこの辺にあります。アクア新宮で運動教室とかあ

っていると思います。アクア新宮のところを通っているんですけどバス停がないんですよ。

こういうところであれば、出かけやすくなるんじゃないかなと思います。

また、偕同園前とそびあしんぐうの間、ここに上府の公民館があります。間にありますので、乗り降りのところが問題なんですけども、乗り降りできるのであれば、近くにあると上府は広いので、マリックスで出かけやすくなるんじゃないかなと思います。

夜臼の公民館はこの辺にあります。今、マリックスがシーオーレ新宮に行って、こういう感じで、逆はこういう感じで、見えないんですね。そびあしんぐうからシーオーレを通して、こういう感じで行っています。

例えばここを通っていく路線をつくるとか。あると、ここの公民館に行きやすくなるんじゃないかなと思います。また、この路線を通る、結構この路線は多分的には広いと思いますので、そこがもしできれば、いろいろここの公民館、夜臼も広いので、通いやすくなるんじゃないかなと思います。夜臼は線路を挟んでいますので、マリックスで行けるようになると、サロンとかの参加者も増えるんじゃないかなと思います。

三代ですね。三代が三代からJAの立花支所前のここですね。この間のところに、この辺ですかね。この辺に公民館があります。もうちょっと近くにバス停ができれば、公民館に行きやすくなるんじゃないかなと思います。

それと立花口ですね。立花口のほうも、立花口の公民館はこの辺ですかね。ここが坂になっているんですよ。上り坂になっています。上からいくと行きやすいんじゃないかなと思います。こっちから回っていく。今、こう行って帰ってきてますけど、こっちを回ってぐるっと回るような路線も、ぐるっと回るような路線ができれば、上にバス停がつかれるんじゃないかなと。

そしたら行きやすく、立花口も広いので、行きやすくなるんじゃないかなと思います。

このように、ちょっとバス停の位置をずらすことで公民館に行きやすくなる、安全上の問題ももちろんあるんですけど、なるんじゃないかなと思いますが、ぜひ検討いただけないかなと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 本来、区の公民館で、歩いて公民館まで行けるような状況であろうかと思えますね。ただ夜臼1区なんかは、本夜臼と向夜臼と、福工大駅前の周辺も夜臼1区ですから、ちょっとあちらから夜臼の公民館に来るのが非常に難しいかなというような気はいたしますけど、ほとんどの区の公民館は、区民のための公民館で、公民館まで歩いて、ほとんどもうバスに乗って公民館まで行こうっていう人は、ほとんどいないんじゃないかなと私は思っておりますし、お年寄りの方で歩きにくい方なんかは地域の方が、やはり連れてくるとか、そういったことじゃないかなと思っております。

ただ、そういったバス停の変更とか、そういうことは検討会議等がありまして、随時、会議の中で、この路線の変更とかいろいろしていただいております。もし検討がそういったところでなされるようなことが、あるいはまた、今言われたような路線の変更、今後はやはり道路事情で、ふれあいの丘のほうとかも考えていかなければいけないじゃないかなと思っておりますので、そういった中で、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 今後、緑ヶ浜のほうとか、ふれあいの丘公園とか、路線変更する機会があると思っておりますので、その際にはぜひ公民館が使いやすいバス停っていうものも一緒にご検討いただけたらなと思っております。

では、次の質問にいきたいと思っております。

学校における化学物質過敏症対策はという質問をさせていただきます。

身の回りの化学物質に反応し、頭痛、吐き気、目まい、味覚障害、うつ症状などの症状に苦しむ化学物質過敏症が問題になっています。最近では「香害」という言葉も生まれ、香りに含まれる化学物質が、化学物質過敏症の原因の一つになると言われています。

そこで次のことを伺います。

学校での化学物質過敏症対策の現状について教えてください。給食袋の柔軟性の香りによる発症事例も報道されています。給食袋は共用しているため、個人での対策が難しいと考えます。町として対策ができないか、以上2点についてお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい。それではお答えさせていただきます。現状をとということですが、その前に考え方という部分を少し述べさせていただきたいというふうに思います。

文部科学省から出ております健康的な学習環境を維持管理するために、学校における化学物質による健康障害に関する参考資料によりますと、ごく微量の化学物質に反応する、いわゆる化学物質過敏症を有する児童生徒等は、原因が明確ではないということ。

また症状が多様で、訴え方にも個人差があるということ等から、周りからの理解が得られないと。また、学習に困難をきたしているケースがあることに十分留意することということが示されております。

また、その重症度によりまして、対応も異なってまいりますので、個々の当該児童生徒等の実情に応じて関係者の連携のもと、個別の配慮をする必要があるというふうに考えているところでございます。

現状を申し上げますと、学校では就学時健康診断の際ですとか、あるいは入学後には保健調査票、あるいは面談、それから日常的な観察等によりまして、全児童生徒の健康課題について把握

をするようにしております。議員がご指摘の化学物質過敏症と考えられる症状の発現につきましては、学校からの報告は今のところはございませんけれども、そういう場合は可能な限りの対応をする必要があるというふうに考えております。

また、学校施設設備に当たりましては、化学物質による室内空気汚染によって、正常な支障が生じないように、学校整備指針ですとか、あるいは学校環境衛生基準に基づきまして、学校の適切な環境の維持に努めているというところでございます。

また、日常的には、常時使用しない特別教室及び休日明けの教室は、特に換気が不十分になっているという可能性があることから、教室等の十分な換気の実施、これはまだ十分できているとは言えませんけれども、こういったところも含めて学校のほうにも指示をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

2つ目のご質問でございます。給食袋に関してということでございますが、やはりこれも化学物質過敏症の児童生徒がいらっしゃる場合には、その学級ですとか、学年で柔軟剤を用いないようにするということも含めて、しっかりと学校での対応が必要ではないかなというふうに考えております。特に、給食袋あるいはエプロン等は個人の所有物ではありませんので、学級全体で共用するというところでもありますから、こういった柔軟剤の香りが気になる場合は、単なるこれはもう好みの問題としてではなくて、その香りによっては耐え難い症状を引き起こす場合があるという、そういう認識を持って各学校で改善策を考える必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 現在、化学物質過敏症と見られる子どもはいないということで、そういう子どもたちが出てきたときに、しっかり対応していくっていう話と、あとは予防ですね。そういう子が、そういうことにならない、発症しないようにっていうことで換気をしっかりしていくっていう話と、そういう人が出たときには、柔軟剤等の使用を控えてもらうという話だったと思います。

日本テレビのほうで報道されていた内容で、化学物質過敏症、柔軟剤などで頭痛や吐き気という報道があります。報道というかドキュメンタリー番組があっただけです。

ここで取り上げられた方、小学校2年生のときに、持ち回りで着る給食着に付いた柔軟剤の香りで頭が痛いと言い出したのが発症の始まりだったということです。化学物質過敏症の子がいた場合に対応をするのはもちろんなんですけど、そういうことが起きないようにするためにやっぱり予防っていうのが大切だと思います。そのためには対策ですね。そのために必要なのは2つだ

と思っています。啓発と実際の対策が必要だと思っています。

2月17日の日本経済新聞の夕刊では、1月時点で、全国105の都道府県や市町村が過敏症についてウェブサイトやポスターで周知しているという話が出ています。幾つかホームページを見ると幾つか載っています。

例えば埼玉県ですけど、知っていますか香のエチケット、その香り苦手な人がいるかも、柔軟剤仕上げをなくしたところ咳がなくなった。隣人の洗濯物のおいがきつくて頭痛や吐き気がするといった相談が増えています。香りの感じ方は個人差があります。自分にとって快適でも他人には不快に感じることを認識しましょう。

こういったポスターがいろんなところから出されて、ウェブに載っていたり、実際掲示されていたりしています。

いろんな町の自治体の施設に掲示されたりしています。そういう掲示ができないかということ、そういう掲示がですね。そういうポスターをつくるができないかということがまず1点と、もう一つ、給食袋の話ですけど、柔軟剤の匂いが嫌だけと言えないっていう人も中にはいます。言ってほしいという話もあると思いますけど、例えば給食袋を共用するんですけど、柔軟性を使わない人用の給食袋を例えばつくるとかですね、そういった対応とかは考えられないのかという、その2点についてお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） まず1点目ですけども、議員おっしゃいました私が先ほどお答えしたのは、化学物質過敏症と考えられる症状の発言については報告がないというふうに申し上げました。ただ、原因がわからないけれども、そういったところで悩んでいるというお子さんがゼロではないというふうに思っていますので、今後はしっかりと把握に努める必要があるかなというふうに思っておりますし、こういった内容につきましては、校長会あるいは養護教諭部会等でも話題に挙げながら、啓発といいますか、そういったところの認識を深める必要があるかなというふうに思います。確かに、なかなか言いにくいという部分で、表には出てない部分があるとするのなら、それは解決する一つの手だてを考える必要があるのかなというふうに思っております。

それから、給食袋ですね。その柔軟剤を使う袋と使わない袋と2通り準備できないかというご提案ですけども、給食袋につきましては、その柔軟剤を必ず使わなければ、逆に言うとならないということもございませんので、このあたりはまた学校のほうで、こういった影響もあるということも含めて検討するというところで対応したいというふうに思います。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 実際、化学物質過敏症にはなっていないけれども、柔軟性の香

りが苦手な咳がとまらないとか、痒くなるとか、そういう症状の方もいるようです。ですので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 通告2番、末吉富美徳議員。

○議員（3番 末吉 富美徳君） 3番議員、末吉です。よろしくお願いします。

町長が出されました施政方針について、2点ほど質問させていただきます。

日常生活に密接な上水道下水道の老朽化ということでご質問します。

インフラと言われる上下水道は耐用年数が50年から60年と言われております。本町におけます水道事業は昭和45年事業認可、下水道が昭和46年事業認可と聞いております。ということは約50年ほど経っております。

この老朽化が進んでおられる設備をそのまま老朽化を放置すれば、道路埋設してある上下水道、隠ぺい部分が多い設備でございますので、管路の破裂、損壊によって道路の陥没、断水、下水道においては衛生面での懸念が考えられます。これが多くの設備を50年を迎える設備について、将来を見据えた設備計画と現在設備計画として行われています費用は、一般財源としますので、長期に見据えた更改費用なりの基金というふうな考えはおありでしょうか。お願いします。

続いて2番いきます。町民の健康づくりについてですが、健康増進計画事業というのが現在進んでおられると思いますが、その中で各世代において、栄養管理指導等を行うと示されています。

町民の健康増進の計画書の中には、町民の健康増進にはスポーツの力を活用することが重要であり、そのためにはスポーツを身近に実践できる環境づくりが必要であると言われております。また、本町における体育施設は、ほぼ学校施設内にあり、昼間の高齢者の方、また就学児童を持たれたお母様たちが昼間スポーツをする機会がないと言われております。

これらを考えて、町民のさらなる健康増進のためには、町の社会施設の早期整備が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） お答えさせていただきます。まず、それでは水道施設についてお答えをさせていただきますが、本町の水道事業につきましては昭和46年度から新宮地区、下府地区の供用開始をしまして、その後、随時、各地区の供用を開始しております。

当初埋設した配水管は、既に約50年を議員さんおっしゃるよう経過をしておるところでございます。配水管の法定耐用年数は40年と定められておまして、事業開始から邁進してまいります。管路総延長は約160キロメートルで、そのうち13キロメートルが約8パーセントに当たる管が40年の耐用年数を超えております。ただし埋設してあります管の種類や、現地の状況等によ

っても違いがありますために、耐用年数を超えたからすぐに事故等が発生するわけではございません。昭和46年のころは、安価で施工が容易だった塩ビ管を採用しております。多くの地区でこれが埋設をされました。特に新宮、下府地区につきましては、塩ビ管が埋設されております。年間20件ほどの漏水が発生している状況でございます。

そのために、道路の陥没や断水等、被害を最小限にとめる対策として、新宮、下府地区での漏水調査を実施し、随時、漏水修理等を実施しておるところでございます。

これまでは、下水道工事にあわせて既設管の更新工事を実施してまいりました。令和2年度には、漏水が頻発していました緑ヶ浜地区すべての更新工事が完了する予定で、引き続き三代地区、原上地区につきましても下水道工事にあわせて更新工事を実施する予定といたしております。

また、老朽管の多い新宮、下府地区の更新工事につきましては、令和4年度以降から随時、更新していく計画といたしております。

続きまして、浄水施設の現状について説明しますと、立花浄水場は昭和55年に完成をした施設でございます。約40年が経過をしていますが、コンクリート構造物の法定耐用年数の60年には達しておりません。しかし、今後の施設が耐用年数を迎えるに当たりまして、今後施設の更新を行うものか、受水で賄えるのかの検討がこれから必要であると考えております。

次に下水道施設についてでございますが、本町の下水道事業は、福岡市へ処理委託をしております新宮処理区と単独で処理する中央処理区に分かれております。新宮処理区は昭和46年に処理区区域約90ヘクタールの事業認可を受けて、事業に着手をしております。事業当初に埋設した管は約50年が経過をしております。管渠総延長は約50キロメートルで耐用年数の50年を超過した管渠は全体の4パーセントに当たる約2キロメートルとなっているところでございます。

これまで年間数件の小規模陥没はありましたが、早期の通報によりまして大事には至っておらない状況です。管路調査を実施する中で、劣化が見られる管に関しましては、管の更新工事を実施するなど、予防保全に基づく維持管理を行ってきたところでございます。

また、福岡市の和白水処理センターへ汚水を送っています湊2号汚水幹線におきましても、平成30年度に実施しました下水道管路調査におきまして、管内の劣化が見られましたので、令和2年度の更新工事として予算を計上させていただいているものでございます。

次に、新宮処理区内の施設として、新宮ポンプ場は供用開始から29年が経過をしております。これまで、随時、機械設備の改築更新工事を実施しております。また、電気設備や今年度からの2か年で更新工事を実施しているところでございます。

最後に、中央処理区の管渠延長約52キロメートルについてでございますが、これは平成16年度から整備を行っているもので、新宮処理区と比べ新しいものが多いでございます。当面は、定期

的な点検や維持管理を行っていく予定でございます。

これまで述べてきました内容が、上下水道施設の現状であります。

短期的な施設整備につきましては計画策定をしておりますが、将来を見据えた中長期的な施設整備計画や財政計画については、国からも策定の要請がっておりますが、現在未策定の状況でございます。そのため、公営企業会計の運営上、必要である施設整備計画を反映した財政計画を策定していきたいと考えております。

次に、町民のさらなる健康増進のためにも町の社会体育施設を早期に整備する必要があるとのご質問でございますが、町民の健康づくりに関しましては、健康福祉課で健康増進計画を策定いたしまして、その中で栄養管理指導を含めまして、さまざまな事業を推進しております。

議員もご存じのとおり、現在ふれあいの丘公園に屋内交流施設を建設しておりますし、ここでは高齢者の介護予防や健康増進の事業を展開する予定でございます。今後の運営の中で、利用者からの要望などがあれば利用形態についても考えていきたいと思っております。

また、社会教育課のほうでも体育協会と連携をいたしまして、さまざまな事業展開を開催したり、各団体におきまして活発な日常活動を展開され、スポーツを通じた健康づくり、生涯スポーツの推進を積極的に図っているところでございます。

現在、町内におきましては、このような活動する場所として各小中学校のグラウンド、体育館、また社会体育施設として町民体育館、杜の宮グラウンド、杜の宮と緑ヶ浜のテニスコート、相撲場、ゲートボール場がございますが、テニスコート、相撲場、ゲートボール場は専用施設でございます。それぞれの競技団体及び愛好者が利用されている状況です。

グラウンド、体育館におきましては、各競技団体が定期利用で利用されております。杜の宮、新宮小、新宮東小のグラウンドは週7日、そして新宮中のグラウンドも週4日使用され、各体育館もそれぞれ週4日から6日、各団体の練習の場として充実した活動が展開されているところでございます。

しかし、議員がおっしゃってあるとおり、昼間に高齢者をはじめとする町民が利用できる町内の体育施設は、現在杜の宮のグラウンドと杜の宮と緑ヶ浜のテニスコート、また相撲場、ゲートボール場と屋外施設のみとなっております。ただ、今度の4月からは、ふれあいの丘公園グラウンドが供用開始となります。令和3年4月にはBグラウンドも供用開始の見込みとなっております。さらに現在、ふれあいの丘公園区域の拡大を計画しており、運動施設の整備も予定をしておりますので、これまで以上の施設の充実が図れるものと考えております。

屋内施設に関しましては、当然ですが、学校体育館は昼間は学校で利用されております。確かに新宮中学校内に町民体育館はございますが、学校施設内にあるために、昼間の一般開放が難しいのが現状でございます。しかし、ここ数年で新宮北小学校、そして新宮東中学校が開校いたし

ました。体育館が2つ増え、屋内施設も充実してきております。夜間や休日の利用状況の混雑は緩和されてきているところがございますが、このような現状ではございますが、体育協会からの要望や町民を対象とした各種アンケートには、やはり昼間に使える町民体育館の要望が多く出てきております。ただ、町の財政状況を鑑みますれば、早急な整備は現在困難な状況となっております。ご要望はしっかりと受け止めていきたいと考えておりますので、今後、町民体育館のあり方を含めまして、住民のニーズをしっかりと調査をし、どのように取り組んでいくのが、最善の方策かを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美德君） ありがとうございます。一つ体育館の件なんですけど、今、町民体育館にしよ、中学校の体育館の老朽化ということも考えられますし、近年の夏場の猛暑で体育館等が空調もつけられない状態と聞いておりますので、そういうことも鑑みてご検討いただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） ただいまより、10時35分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（牧野 真紀子君） はい、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番ですけれども、その前に、第34号議案の令和元年度新宮町一般会計補正予算について、委員長報告に対して訂正の申し出がございますのでお願いいたします。

横大路委員長。

○委員長（10番 横大路 政之君） 先ほど第34号議案の付託審査報告の中で、私が報告しました内容に間違いがございましたので、この場でお詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ追加ということで報告しましたが、減額してそれぞれ14億7,743万9,000円ということになりますので、改めて訂正してお詫び申し上げます。

すいませんでした。

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは、通告3番、安武久美子議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 1番議員の安武久美子でございます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、老朽化した鋼製支柱の適切な点検管理をと題して、町の現状と今後の方針についてお伺いいたします。

近年、全国で鋼製の道路標識柱や照明柱、信号柱などの劣化、腐食に起因すると思われる倒壊事故・人身被害が発生しております。

一般社団法人日本ITC協会連合会の資料によりますと、2009年から2019年までの10年間の支柱の腐食に起因すると思われる倒壊事故22例を伺いました。

書画カメラをお願いいたします。

[書画カメラの映像を投映する]

○議員(1番 安武 久美子君) 2013年から2015年にかけて、各地の通学路で多数の道路標識柱の倒壊があり、幼児や小学生がけがをしております。

ピックアップいたしましたが、2016年には大阪府池田市で運動公園の照明柱が突然倒れ、小学4年生の女儿が人差し指を骨折、一部報道では切断とか報道しております。池田市は事故を受け、市内の公園にある照明柱約420本を緊急点検すると発表しております。

2017年5月、北九州市小倉北区で高さ8メートル、太さ直径15センチ、重さが140キロの道路脇にある照明柱が折れ、一般県道二路線を塞ぎました。

同年8月に春日市でも全く同じサイズ、重さの照明灯が倒壊し、81歳の女性の右膝に当たるという事故がありました。打ちどころが悪ければと思うとぞっとします。

2019年4月愛知県の公園に設置された休憩用の東屋の支柱が根元から折れ、ベンチに腰かけようとしていた70歳代の女性が足を挟まれ骨折しています。

このような事故の事例を見ますと、照明灯に限らず、標識柱、カーブミラー、信号機など設置から20年、30年以上経過したものが多く、ほとんどが根本からの倒壊であります。定期検査では異常がなかったが、突然倒壊したとの報告も多く、また負傷者の多くは子どもや高齢者です。そのため、早急な鋼製支柱の調査及びメンテナンスが必要となっております。

画像をお願いいたします。

[書画カメラの映像を投映する]

○議員(1番 安武 久美子君) ちょっと小さいですね。すいません。いいでしょうか。

平成19年の国土交通省の統計では、標識柱220万本、照明柱350万本と膨大な施設量で、市町村が管理する標識58万本は95パーセントがこちらです。単柱式であります。

また、設置年不明のものが74パーセントと多く、点検未実施は24パーセントです。自治体の約9割が、アンケートによりますと予算と人員不足との問題意識を持っているとあります。

それから、標識柱や照明柱などを小規模付属物というそうですが、平成29年3月国土交通省が作成した小規模付属物点検要領に記載の分類表でございます。点検の目安は、この赤いほうですね、片持ち式は設置から10年に1回、詳細点検を5年に1回中間点検をすることとなっております。路側式の場合は、支柱の弱点部、一番多い分ですね、支柱の弱点部を点検するとありま

す。

そこで、町の現状と今後の方針について3点お伺いいたします。

担当課により管理する支柱は違うと思いますが、町で把握している鋼製支柱の数量とそのうち緊急性の高い、危険な箇所の有無を把握してあればお聞かせください。

また、検査は各課連携して行われているのでしょうか。お伺いいたします。

次に2番ですが、各行政区の公民館敷地内の照明柱などは古いものが多いと思われませんが、点検管理は行われているのでしょうか。お伺いいたします。

3番目、最後の質問ですが、現在、鋼製支柱の異状発見は、目視検査が主で、異状が懸念された場合、路面境界部や埋設部の調査は掘削して行われています。この場合、軽微な劣化が見られる支柱も一度掘削し、問題がなければ埋め戻すという作業が必要となり、工期とコスト及び調査時の交通規制などの別の問題も発生しています。

そこで、画像をお願いいたします。

[書画カメラの映像を投映する]

○議員(1番 安武 久美子君) 事前に埋設部の劣化の度合いを支柱に境界部の10センチ上のところに、超音波を当てて管に沿って回して当ててスクリーニングをする非破壊検査をすることで、掘削・検査・埋戻し作業に係る手間や経費を削減できるシステムがあり、大幅なコストダウンが見込まれ、信用できる技術と思われます。

次は、国土交通省のホームページより抜粋しましたものですが、令和元年9月9日にテーマ設定型技術公募による試験結果を公表してあります。

6社受けてありますが、6社平均で90.5パーセントの正解率があったそうです。信用できる技術だと思われます。このような非破壊検査導入を検討してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい、お答えをいたします。道路に設置されております標識柱、照明灯などにつきましては、原則、国道については国、県道については県、町道については町が管理をしております。

町が管理する照明灯は、令和2年2月時点で739基です。そのうち、鋼製柱は496基で、平成27年度道路ストック総点検調査業務委託によりまして、468基点検をしております。残り28基につきましては、平成28年度以降に設置したものでございます。

先の委託調査の結果、鋼製柱12基につきましては、補修が必要との報告を受けたことから随時、補修を行っているところでございます。また、行き先標識などの案内標識につきましては13基、カーブミラーにつきましては517基設置しており、そのうち案内標識2か所につきまし

ては、腐食等が確認されていることから、令和2年度に業者委託による点検を行うように計画をしているところでございます。

次にいわゆる防犯灯につきましては、町内に約3,000基設置をされております。防犯灯は、町管理分と行政区管理分が混在をしております。不明確な部分も多く、管理が行き届かない点もあることから、これらを正確に管理することができるよう、令和2年度に管理システムの導入を計画しております。

これは、個々の防犯灯情報をデータ化することにより、設置状況を一元管理するとともに、防犯灯の維持管理や防犯灯に関する問い合わせへの迅速な対応ができるようになり、さらには、修繕などを計画的に実施することができるようになると考えております。なお、このシステム構築の際には、個々の防犯灯の目視点検もあわせまして実施するようにはいたしております。

次に信号機や止まれなどの規制標識は警察において設置管理されております。信号機は町内50か所の交差点に設置をされており、規制標識は1,319本設置をされているとのことでございます。これらは、警察により数年かけて、目視により点検を行っているとのことでございます。なお、これらの道路附属物は町、国、県、警察などの管理者に関係なく、本町が委託をしております道路パトロールにおきまして、異状が発見されれば町管理のものは随時補修を行いまして、また国、県、警察等、その他の管理物におきましては、それぞれの管理者に随時報告を行っておるところでございます。

次に、各行政区の公民館敷地内の照明灯については、それぞれの行政区の管理であり、町では詳細な把握はいたしておりませんが、区長会等を通しまして注意喚起していきたいと考えております。

非破壊検査については、本町におきまして実施した実績はございません。道路法で定められております橋梁やトンネルの法定点検についても、基本的には、直近目視での点検等定められておりますので、本町においても同様に、直近目視による点検を行い、その結果必要であれば非破壊検査等の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 今の本数を伺いまして、管理するのはたくさんあるのだなと思いましたが、また、道路パトロールなど、日ごろからの目視検査を行っていらっしゃるということで、少し安心をいたしました。設置年不明の部分はパーセントぐらいありますでしょうか。それをちょっとお伺いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。設置年不明なものが何本あるかとい

うのは把握いたしておりませんが、いわゆる調査において、いわゆる腐食度といいますか、老朽化度において管理を中心に進めておりますので、これはもう5年だから一概に大丈夫とか10年度から危ないとかいうものではなく、いわゆる目視点検を行いまして腐食度等における管理を進めているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 実際の危険箇所ってというのは、どれくらいありますでしょうか。令和2年度に点検をされるという、案内標識は2か所と伺いましたが、そのほかにも目立ってどうか、急がなくてはならないようなところはございますでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。特に、それ以外では早急に点検をやらなければならないという箇所は、私どもとしては確認いたしていません。

それと先ほど町長の答弁でもございましたように、毎日、道路パトロールで回っておられる方々が、1回1回降りて、揺さぶりをかけて点検をしているわけではございませんけれども、そういった中で2日に1回は町内をぐるっと一周回ってらっしゃるような状況になりますので、その中で報告を受けて対応をやっているというところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） わかりました。2日に1回ということは、とても安心できるなと思いました。

町では、今までにその倒壊事故は起きたことはあるのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい。本年、都市整備課の情報によりますと、本年と昨年にカーブミラーが台風襲来の際に倒れたという実績はございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 今後も住民の方からの通報というか、ここは危ないよとかいう通報がたくさんきていますということを伺いましたんですが、住民の方はこれは町の管理だとか、警察の管理だとかいうことはわからないので、そういったお声があったときには、どういう対応というか、関係各課にお電話を回されて受付をされているのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい。それにつきましては、先ほど町長の答弁がございました

ように、基本的には新宮町内にあるものは国道、県道問わず、また警察管理のものであるに問わず、一旦私どもで情報というか、報告を受けまして、それで国道であれば国、県道であれば県、それぞれの管理者のほうに随時連絡をいたしております。

緊急性が高いと思われる場合は、私どもも国のものであっても、一旦現場に行きましてどういった状況なのか、本当に危険なところがあれば危険除去は、とりあえず町のほうで行うというふうな対応も行っているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 先ほどは、防犯灯3,000件については、令和2年から管理システムを導入してデータ化をする、一元管理をしておっしゃっていましたが、ほかの関係各課の情報も一元化に入るのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。防犯灯につきましては、今、新宮町内に約3,000本あるというふうに町長の答弁がありましたけれども、実際に本数がわかりません。というのが、もうずっと昔から防犯灯で使っていた分もあれば、電柱共架もあつたりとか、今はLEDのほうに全部交換していておりますけども、その本数がわからないっていうのと、あとどういった形態で立っているのかっていうのもわからない状況でございますので、それはもう全部、一本、一本、すべて歩いて調査員が調べまして、立った年代がわかるやつはそこで把握しますけども、どういう形態で立っているのか、写真付ですべて町内のやつを来年度の予算になりますけども、それでやらしていただきたいということで予算計上をさせていただいておりますので、今回の分につきましては防犯灯に限ってのことでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） 一本、一本、歩いて調査されるというのを伺いまして、とても心強く思います。できますれば、ほかの関係各課の分も一元化管理をなされると、災害時などの、さつきも台風で倒壊したとおっしゃっていましたので、災害の時の対策にもなるかと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。それから、次に各行政区の公民館敷地内の照明柱の件ですが、点検管理は行政区で検査も更新、危ない場合は更新もするとなると費用捻出が大変だと思います。一本当たりの検査費用や更新費用っていうのは、幾らぐらいかかるものでしょうか。それから、町からの補助っていうのはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 費用については、通告されてなかったのです。

○議員（1番 安武 久美子君） はい、わかりました。申しわけありません。では取り消しさせて

いただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 答えられますか。そのまま答えてもらっていいですか。はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい。防犯灯1基についてのお値段ですけれども、いろいろ形状によって変わりますが、大体20万円程度、新設の場合はかかっております。それと公民館敷地内における、いわゆるその敷地内を照らす照明灯を新設なり更新なりする際の町からの補助はございません。以上です。安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） それでは、最後の質問です。スクリーニング方式のシステム、宗像市では市の職員がITC研修会に参加されて、本年3月中にテストケースとして、非破壊検査を実施、検討されますっていうことを聞きました。住民の安全と町のインフラ保持に有効な施策だと思いますので、検討していただけますでしょうか。それをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。答えはよろしいですか、はい。

○議長（牧野 真紀子君） 以上で一般質問を終わります。お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時00分散会
